

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成26年3月14日（金）午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 奥山委員 間野委員 坂本委員 西川委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 26 年 3 月 14 日（金）午後 2 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
「授業改善ガイド 思考力・判断力・表現力の育成編」の発行について
- 3 審議案件
教委第 68 号議案 横浜市教育委員会会議規則の一部改正について
教委第 69 号議案 横浜市立図書館規則及び横浜市立図書館資料管理規則の一部改正について
教委第 70 号議案 県費負担学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について
教委第 71 号議案 教育委員会事務局職員の人事について
- 4 その他

[開会時刻：午後2時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

ただいまから教育委員定例会を開会いたします。

初めに会議録の承認を行います。1月24日、2月7日の会議録の署名者は、奥山委員と私です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

- 2/14 本会議（第2日）一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明
- 2/19 こども青少年・教育委員会
- 2/21 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑
- 2/25 本会議（第4日）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託
- 3/7 予算第一特別委員会（局別審査）
- 3/13 本会議（第5日）追加議案上程・質疑・付託

報告いたします。まず、市会関係です。2月14日に本会議、2月19日にこども青少年・教育委員会がありました。教育委員会関係では、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定などが審議をされました。また、学校給食会の業務移管と名称変更につきまして御報告をさせていただきました。

2月21日の本会議で一般議案議決があり、予算代表質疑が行われました。

2月25日の本会議では、予算関連質疑が行われました。

3月7日に予算第一特別委員会、教育委員会関係の局別審査が行われました。質問数は195問で、全局中最多の質問数で終わりました。3月13日の本会議は追加議案の上程がありまして質疑がされました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 2/10 第4回全体校長会議
- 3/2 横浜市教育委員会表彰式・横浜市優秀教員表彰式
- 3/3 横浜市優秀教育実践校表彰式

教育委員会関係です。主な会議等ですが、2月10日に第4回の全体校長会議を港南公会堂で開催しまして、奥山委員から「0才からの子どもの育ちを支える社会づくり」と題して講話をいただきました。そのほか、平成26年度の教育予算案についての説明を行いました。

3月2日に、横浜市教育委員会表彰式、横浜優秀教員表彰式をサイエンスフロンティア高校にて行いました。第一部の教育委員会表彰では、児童生徒96名、12団体、そして学校を支えてくださっている方々34名、2団体を表彰いたしました。第二部の優秀教員表彰では、最優秀教員5名、優秀教員30名、優秀教員奨励賞12名を表彰いたしました。

3月3日は、横浜市優秀教育実践校表彰式を行いまして、私から表彰させていただきました。全市立の中から10件、13校を表彰しました。小中一貫ブロックとして1件4校を表彰いたしましたので、13校の表彰となりました。

卒業式の関係です。小学校は3月15日から22日までの間に卒業式が行われます。中学校は全校3月13日に実施し、教育委員の先生方にも御出席いただきました。高等学校は3月1日から14日までの間に開催、特別支援学校は3月3日から20日の間に開催をされます。

(2) 報告事項

○「授業改善ガイド 思考力・判断力・表現力の育成編」の発行について

報告事項ですけれども、授業改善ガイドとして、思考力・判断力・表現力の育成編をつくりましたので、後ほど所管から説明をさせていただきます。

以上です。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、御質問等ございますか。よろしいですか。御質問がなければ、教育長より別途所管課から説明とありました「授業改善ガイド 思考力・判断力・表現力の育成編」の発行について報告をお願いします。

入内嶋指導部長

それでは、よろしく申し上げます。指導部長、入内嶋でございます。お手元に「授業改善ガイド 思考力・判断力・表現力の育成編」の発行について」というプリントと冊子があるかと思えます。実は一昨年からの授業改善ガイドを作成しております、一昨年は各学校に2冊配付という形で、こちらのようものでございました。それから、昨年は、そのナンバー2ということで、これも各学校に2冊配付しました。今回は冊子を薄くいたしまして、全教員に渡るように作成したものでございます。それでは、担当の室長から御説明させていただきます。

吉原指導主事室長

指導主事室長、吉原でございます。よろしくお願いたします。この度、こちらの「授業改善ガイド 思考力・判断力・表現力の育成編」ということで作成し、配付をさせていただきました。これは子供たちが課題意識を持って主体的に学ぶことが、思考力・判断力・表現力の力を育成することにつながることから、言語活動を生かした学習展開例ということを具体的に示しました。

総説として2ページ、そして各教科領域等を各1ページを基本として、小・中・特別支援学校の全本務教員を対象に配付をしております。

先生に手元に置いて活用していただけるように、という意図で作成をいたしました。したがって、日々の授業や校内研究等において十分に活用していただけることで、授業改善、子供たちにとってより良い学びにつながることを目指しております、各学校での活用を、今後指導主事中心に啓発を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。何か御質問等ございましたらどうぞ。

坂本委員

大変良いものがつくられて、素晴らしいと思います。これはこれで私としてはとても良いと思うんですけど、授業を参観させていただいて、いつも思うことがあります。それは先生方の姿勢が悪くて声が小さいことです。こうやってぼそぼそとした声で、全て他人とのコミュニケーションは聞こえなければもう全然話になりません。ですから、こういう資料でもいいのですが、研修や何かのときに総論の一番最初に、やっぱり正しい姿勢でお腹からちゃんと声を出して、正しい発音、きれいな日本語で大きな声で話しなさいと。これは徹底的に教育する必要があると思います。それから、もう一つとしては、聞いていると日本語が汚い感じがします。汚いというのはどういう意味かということ、きちんとしゃべるというよりは、友達言葉で話しているような感じで、それで良い場合もありますけれども、自分の意見を言うときはやっぱりきちんとした言葉で省略なしで、甘えないで話す癖をつけないと、まさにグローバルな世界で、ディスカッションとかディベートなどで勝てないですよ。ですから、何かそういう基本がどこか抜けてないかなという気がします。これは先生の教育も、それから子供の教育も、この辺りについては間野さんが一言おありになるかもしれませんけど。

入内嶋指導部長

ありがとうございました。おっしゃるとおりでございます。

今田委員長

今の極めてベーシックな話の部分で、現実問題としてどの程度、どこで意識してそういうことを指導しているというか、先生の育成、研修の中でも、あまりにも基本過ぎて今さらという感じになってしまっているのかもしれないね。

入内嶋指導部長

坂本委員がおっしゃったことは大事なことで、今、委員長が御指摘のように、方面別学校教育事務所ができてから、学校の担当指導主事が配置されて、学校担当が年に何度か訪問する中で、その学校の授業を全体的にも把握しております。また、各クラスまたは初任の方の授業を意図的、計画的に観察して、その都度、学校長にあの先生のこういうところが良かったですねとか、こういうところはもっとこうされるといいんじゃないですかというサジェスションを必ずしてもらっています。私も現場にいるときに褒めていただいたこともあります。若い先生について、坂本先生がおっしゃるようにちょっと姿勢が良くないんじゃないかなといった御指導をいただいて、こういうところは良いけれど、もっとこうするといいいよというようなことを伝えてまいりました。それから他によくあるのは、板書とか、教室環境とか、そういうことも指導主事が見て指導しておりますが、今お話いただいたことは本当に基本中の基本でございますので、さらにまた方面別学校教育事務所の所長とも話し合いながらやっていきたいと思えます。

坂本委員

大変正しいお答えなのですが、気がついて注意するのは、やはりやりにくいと思うんですよ、大人ですから。ですから、まだ白紙の状態の良い人にも悪い人にも、何か基本的な場面でしっかりと理解させる、そういうことであれば、どんなに強く言っても誰も傷つかないんですよ。ところが、悪い人を見つけて言うと、何か叱責したみたいな感じになってしまいますので、その辺りはよく考えて指導していただくといいなと思います。すみません、やるとおっしゃっているのに注

文をつけてしまって。

今田委員長

いやいや、大事なことです。特に年度当初には。西川委員、どうぞ。

西川委員

すばらしいと思いましたが、全教員に配付したことです。過去の大きくて厚い冊子ですとなかなかこなすのが大変だと思います。でも、昨日学校行きましたら、ちゃんと校長室に1冊ずつありましたので、勉強されているんだなあと思いました。一方でやはり、今回のように先生の手元に置くというのはすごく大事だと思うんです。ただ、これを積んでおくだけではなくて、学校以外で活用の仕方を研究していただくと、子供たちにフィードバックできるのかなと思います。今、坂本先生からお話がありましたように、教員がまずいろいろなことを理解して、子供たちにどう組み立てたらいいのかなというのは、教科会だとか、それから学年とか、成長に合わせていろいろな場面で考えられると思います。小中一貫の9年間でどんな生徒を育てたいのかということを確認にすると、すごく良いのかなと思いました。すばらしいものをありがとうございます。

今田委員長

どうぞ。

奥山委員

そうですね、先日ある中学校の授業見学をさせていただいたときに、メンターチームの話聞きまして、今回は教科別で作られていますけれども、教科を超えて学ぶことも大事であるということで、若い先生方が板書を含めた授業の仕方を学んでいますという話がありました。やはり横浜の先生方の年齢構成などを考えますと、もっとういっただけのものを活用して、早めに若い先生方がしっかりと基本的なところができるように伝えていくということは、非常に大事だなと感じております。今回そういう意味で、先生方一人一人に配付ができたというのが、なかなか今までできなかったことですので、良かったのではないかなと思います。できたものをうまく活用するというのを、是非お願いできればと思います。よろしくお願いします。

西川委員

子供たちが少し荒れてしまうときがあると思うんですが、あの時期はやはり授業が分からないことが大きな理由なんです。分かりやすい授業だとしてきますので、これを機会に分かりやすい授業を組み立てていただけたらうれしいかなと思います。

今田委員長

どうぞ。

間野委員

裏表紙なんですけれども、「横浜型小中一貫教育を支えるサポートツール」というのが、この後どんなふうが続いていくのかとか、これ自身が何か体験に基づいて行われているのか、あるいは年度予算ごとに毎年やることになっているのか、やはりその辺りについて全体の体系が必要なのではないかなと思いました。

あと細かいことなんですけど、一番下の四角のところ「カリキュラムマネジメントを」と「を」が重なっていることに気づいてしまいました。すみません。

入内嶋指導部長

失礼いたしました。申し訳ございません。

間野委員	まあ、全体の体系がもう少しわかると、この位置づけというのがはっきりすると思います。
入内嶋指導部長	今、間野先生が御指摘の点について、最初に学習というもの、学習の全体像をどうつくるかというのが一番最初にございまして、第1弾として出したものがこの単元づくりでございます。次に、つくったものをしっかり教材研究しましょうというものがございます。最後がいよいよ授業に臨みますよというもので、これで三部作ということで、当初の計画では、一応本年度でこのガイドについては完結するということになっております。
間野委員	分かりました。
今田委員長	よろしいですか。御苦勞様でした。引き続きよろしく申し上げます。 それでは、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第71号議案「教育委員会事務局職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	それでは、教委第71号議案は非公開といたします。 議事日程に従い、教委第68号議案「横浜市教育委員会会議規則の一部改正について」所管課から説明をお願いします。
伊東総務課長	総務課の伊東です。よろしくお願ひいたします。 まず、改正の議案書でございますが、おめくりいただきまして提案理由でございます。横浜市教育委員会の会議に関し、定例会の招集の期日を変更するため、横浜市教育委員会会議規則の一部を改正したいので提案するものでございます。 内容につきましては、次のページをおめくりいただきまして4ページ、新旧対照表がございます。現行の定例会招集日は毎月第2金曜日となっておりますが、来年度4月から第1金曜日に変更するように考えております。 内容は以上でございます。よろしくお願ひいたします。
今田委員長	所管課から説明が終了しましたが、御質問等ございますか。よろしいですか。特に御意見等がなければ、教委第68号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	それでは、原案のとおり承認します。 次に、教委第69号議案「横浜市立図書館規則及び横浜市立図書館資料管理規則の一部改正について」所管課から説明をお願いします。
仲俣中央図書館担当部長	中央図書館担当部長の仲俣です。よろしくお願ひいたします。 教委第69号議案ですが、議案書を1枚おめくりいただきまして提案理由をご覧ください。12月の市会で横浜市立図書館条例の一部改正、議決いただきました。これによりまして複写サービスの充実が図られるということで、4月1日から施行で今準備を進めております。細かい中身について規則に委ねられておりますの

で、ここに書いてありますとおり図書館資料等の複写にかかる関係規定を整備する等のため、横浜市立図書館規則及び横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正したいので、提案するものでございます。

規則の中身は3ページ、4ページになります。ボリュームが多くて申し訳ございませんが、この改正によって5ページから、11ページまで新旧対照表を用意いたしました。かなり膨大で、文言整理もありまして、一番最後の12ページに参考資料として、この規則改正の概要をコンパクトにまとめましたので、担当課長から説明をさせていただきます。

鈴木調査資料
課長

調査資料課の鈴木です、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、12ページ、参考資料に基づいて御説明をいたします。横浜市立図書館規則及び横浜市立図書館資料管理規則の一部改正についてでございますが、複写サービスにかかる横浜市立図書館条例の一部改正を受けて、横浜市立図書館規則及び横浜市立図書館資料管理規則を次のとおり改正します。

まず、下段の参考、横浜市立図書館条例改正の概要をご覧ください。平成25年12月25日公布、横浜市条例第85号、(1) 図書館資料と定義できない電子情報、オンラインデータベース等の印刷サービスの開始に伴い、複写対象を図書館資料だけでなくこれらの電子情報を含む表現となるよう修正しました。(2) カラー印刷サービスの開始に伴い、複写手数料の上限額を40円から100円の範囲内に修正しました。

この条例改正を受けて関係する規則を改正します。上段1をご覧ください。横浜市立図書館規則の改正概要についてですが、(1) オンラインデータベース等の電子情報を提供することを、規則で定める図書館の事業項目に新たに追加します。第2条第6号。(2) 図書館が行う複写の対象に、オンラインデータベース等の情報を追加します。第6条。(3) カラー複写サービスの開始に伴い、種類及び白黒・カラー別の料金を新たに別表にして定めます。第30条別表。(4) その他、見直す必要のある内容や文言を修正します。第1条、他になります。

次に、横浜市立図書館資料管理規則の改正内容についてですが、図書館資料の範囲を条例で定義した図書館資料に合わせた文言に修正します。第2条。

施行予定日については平成26年4月1日としています。

次に裏面、13ページをご覧ください。規則改正前後の複写可能範囲をイメージしたものでございます。網掛け部分になりますが、現行の複写可能範囲を示しています。図書館資料である著作権法第31条による複写可能な資料ということで、図書館の図書、CD・マイクロ等、雑誌・新聞があります。今回の改正で、中段部分、図書館資料ではありませんが、契約条項で複写可能となるオンラインデータベースを複写対象といたします。下段の部分ですが、複写可能可否の判断が困難なインターネット情報については、今回の対象とはしていません。

次に、規則改正前後の複写料金についてですが、現行規則、図書・雑誌、白黒10円を徴収しています。規則改正後、網掛けの部分になります。図書・雑誌、白黒、従来どおり10円、カラー(B4まで)50円、(A3)80円、電子情報、白黒10円、カラー(B4まで)50円、(A3)80円になります。

資料3ページから4ページが規則の改正案になります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、御質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

では、特に御意見等がなければ、教委第69号議案については原案のとおり承認

してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。御苦労様でした。
次に、教委第70号議案「県費負担学校職員の勤務時間の割振り等に関する規定の一部改正について」所管課から説明をお願いします。

渡辺教職員厚生課長

教職員厚生課長の渡辺でございます。御説明をいたします。
教委第70号議案でございます。1枚おめくりいただきまして提案の理由でございますが、夜間において授業を行う課程を担当する県費負担学校職員の勤務時間及び休憩時間を置く時間帯を定める等のために、県費負担学校職員の勤務時間の割振り等に関する規定の一部を改正したいので、提案するものでございます。
なお、これは昨年10月11日の教育委員会で承認いただいた、夜間学級を1校に再編・統合し、専任教諭を配置することに伴うものでございます。
改正の内容でございますが、3ページは改正案でございますので、新旧対象表で御説明いたします。4ページをお開きください。まず第3条、標準となる勤務の開始及び終了時刻でございますが、第3条に2項を追加いたします。改正案のアンダーラインを引いてあるところでございますが、2項、「前項の規定にかかわらず、夜間において授業を行う課程を担当する県費負担学校職員の勤務時間の開始時刻は午後1時15分と、終了時刻は午後9時45分とする」とするものでございます。引き続き、第6条、休憩時間でございますが、5ページをご覧ください。5ページの第1項第2号の中に、アンダーラインを引いた内容を追加いたします。「夜間において授業を行う課程を担当する県費負担学校職員にあっては、午後3時から午後9時まで」を追加し、休憩時間を指定するというものでございます。
その他は文言修正でございますので、主な内容は以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、御質問等ございましたらどうぞ。

坂本委員

大変基本的なことを聞いてもいいですか。先生方の授業の勤務時間というのは、定めることによってどういう効果があるのでしょうか。もちろんその時間に来て、それからその時間に終わるという正規の時間帯を示していることは分かるんですけど、それ以外に、例えば残業の基準になるとか、この時間を決めるということが、他にどういう意味があるのでしょうか。

渡辺教職員厚生課長

学校の先生も働いている方なので、来る時間と終わる時間を定めて勤務時間をきちんと決めるということになります。終わる時間を過ぎれば、それは、その後は時間外勤務ということになりますが、御案内のとおり教員の方は時間外勤務手当がございません。ですので、そこから先は必要最小限にとどめて早めに帰るといふか、勤務時間どおりに勤めるというのが原則だと思いますので、その原則の時間を定めているということになります。

坂本委員

なるほど、いわゆる訓示規定ですね。そうするのがよろしいと、そういうのが望ましいと。規定することによって規制といったものはなくて、教員の方の目安になるというものなんですね。すみません、審議には関係なくて一般的に気になっていたのでも聞いたんですけど。もちろん、始まりのほうは授業に関係ありま

	すから。
渡辺教職員厚生課長	そうですね、ただ始めの時間に勤務されなければ、それは遅刻ということになりますから、それはきちんと守ってもらうものです。
坂本委員	それは何かペナルティーがあるんですか。
渡辺教職員厚生課長	具体的にはないですけど、勤務態度、勤務待遇、勤務条件とかいった評価などに関わってくると思います。
坂本委員	それでは終わりは関係ないんですね。
渡辺教職員厚生課長	終わりは、勤務時間を超えれば、それは時間外勤務ということになりますけど、それをどれぐらいやるかについては状況によりますからペナルティーがございません。
坂本委員	分かりました。
今田委員長	他に何かありますか。それでは、私から一つ。これを新しくするというところで、夜間学級の関係でその勤務の開始時刻午後1時15分とする、それから終了時刻は午後9時45分とする、とありますが、実態的にはもう少し始まる時間は遅い訳でしょう。
上條指導企画課長	指導企画課長の上條でございます。 今、委員長からお話があった件ですけれども、現実にはもう少し後ろにということか、午後の遅い時間になる予定です。教育課程の部分がまだ完全に固まってないものですから、その点については現在学校長と調整をしている状況です。ただ、開始時間はもっと後ろになります。時間的には、午後5時前になるのか、後ろになるのかというのは、今調整しているところでございます。 終わりの時間につきましては校長先生もそうなんですけれども、あまり遅い時間まで留め置きはできないですから、留め置きというか、帰りの部分の心配もございまして、一応8時半から8時45分ぐらいまでの間に終了はしたいなと思っております。終わったところから1時間程度は勤務していただいて、何もなしと思うんですけれども、緊急の場合には備えるというように、実際の勤務時間の中身は考えております。時間について明確にお答えできずに申し訳ありません。
今田委員長	教育長、何か言いたいことはありますか。そうですね、授業の時間と先生が事前の準備あるいは事後の整理やらそういうことがあるので、勤務時間ということになると多少はこうなってしまうということですね。
上條指導企画課長	はい。準備もありますでしょうし、生徒の登校時間もありませんでしょうし。
今田委員長	すみません。どうもありがとうございました。それでは、他に何か、どうぞ。
西川委員	御担当の先生の勤務時間は分かるんですが、校長先生とかは、ずっと終わるまで残ってらっしゃるんですか。

渡辺教職員厚生課長

そうですね、その場合もありますね。

今田委員長

まだ少しいろいろ詰めないといけない部分があるんですね。分かりました。その他に御質問等ございますか。では、御質問等がなければ、教委第70号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、原案のとおり承認します。御苦労様でした。
以上で、公開案件の審議は終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。事務局から何か報告事項がありますか。

伊東総務課長

2月27日に個人1名から、市立学校の教育環境の改善に関する要望書が提出されました。この要望書については、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。
次回の教育委員会臨時会は、3月24日、月曜日の午前10時から開催する予定です。よろしくお願いいたします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は、3月24日月曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知しますので御確認ください。
次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後2時52分]